

## 解説1 〈胎児心拍数パターンの考え方〉

胎児心拍数に関する用語および定義は、日本産科婦人科学会で2003年に出されたものに則った。また、所見の記載および評価については、日本産婦人科医会の「胎児の評価法—胎児評価による分娩方針の決定—」(平成20年2月)<sup>7)</sup>に準拠している。

### reassuring fetal statusを示す典型的所見

- ①心拍数基線が正常範囲内 110~160bpm
- ②心拍数基線細変動が正常範囲内 6~25bpm
- ③一過性頻脈が認められる 振幅15bpm以上、持続15秒~2分間
- ④一過性徐脈が認められない

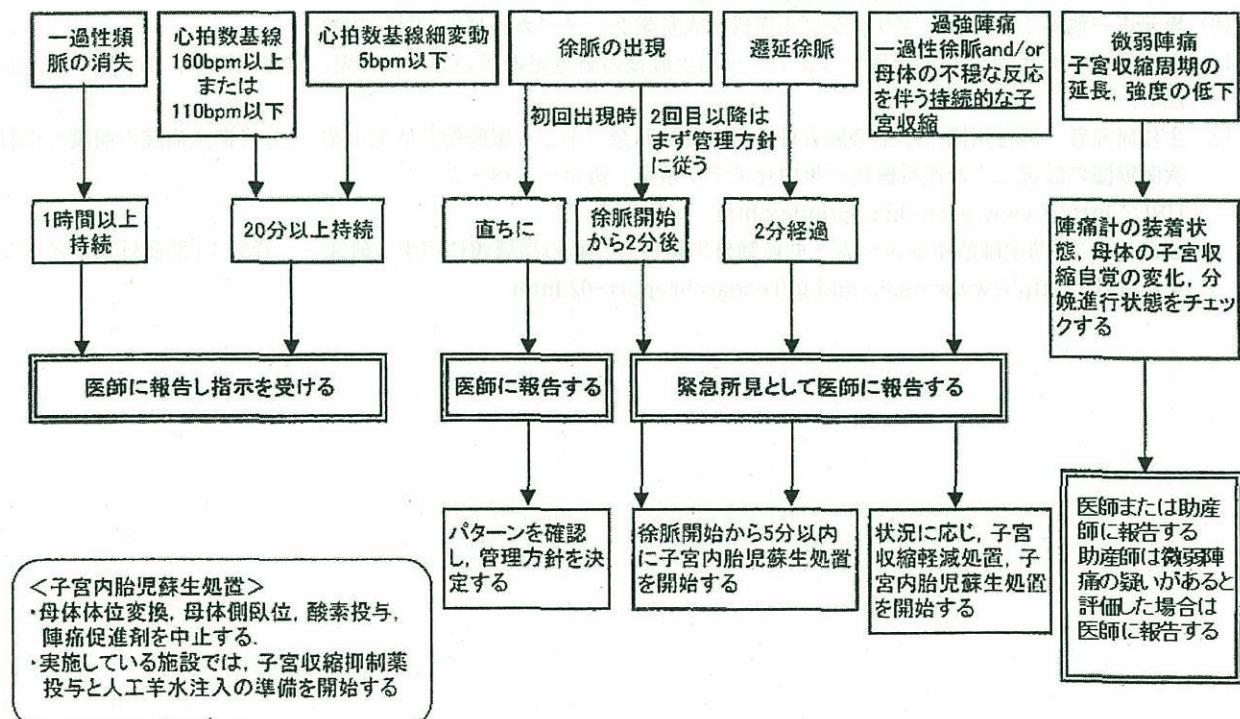
### reassuring fetal statusでない状態を示す所見

- ①心拍数が110bpm未満の徐脈
- ②心拍数が160bpmを超える頻脈
- ③心拍数基線細変動の減少 5 bpm以下
- ④心拍数基線細変動の増加 26bpm以上
- ⑤心拍数基線細変動の減少を伴わない遅発一過性徐脈
- ⑥心拍数基線細変動の減少を伴った遅発一過性徐脈
- ⑦遷延一過性徐脈 2分以上10分未満

◎変動一過性徐脈は、臍帯圧迫により起こることが多いため、出現時の児の状態は様々である。

除脈出現頻度、深さ、心拍数基線細変動の状態などから総合的に判断する必要がある。

資料1 胎児心拍数モニタリング異常所見の報告時期と対処法



胎児の評価法—胎児評価による分娩方針の決定、p23より引用  
(社団法人 日本産婦人科医会 平成20年2月発行)